

令和6年度富山家庭裁判所における裁判事務の分配、
裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理
順序等

富山家庭裁判所

令和5年12月14日決議

令和6年 1月 1日施行

令和6年 4月 1日改正

第1 裁判官の配置

1 本 庁

所 長 判 事	吉 田 彩
判 事	梅 澤 利 昭
判 事	矢 口 俊 哉
判 事	長 島 銀 哉
判 事	長 島 寧 子
判 事	古 庄 順
判 事	日 下 部 祥 史
判 事	本 多 進
判事補	染 井 明 希 子

2 魚津支部

判 事	長 島 銀 哉
-----	---------

3 高岡支部

支部長 判 事	平 野 剛 史
判 事	吉 田 豊
判 事	矢 島 優 香

第2 裁判事務の分配

1 本 庁

- (1) 新受事件は、別表第1に従い、事件ごとに受付順に配填する。ただし、少年法第20条第2項に該当する事件及び第62条第2項に該当する事件は、長島（寧）裁判官に配填し、染井裁判官に配填された少年保護事件のうち、第20条第1項の決定を要するもの及び第62条第1項の決定を要するものについては、長島（寧）裁判官が処理する。
- (2) 人事訴訟事件が家事調停に付されたときは、別表第1の定めにかかわらず、当該訴訟事件の受訴裁判所を構成する裁判官において処理することができる。
- (3) 魚津支部からの回付による後見等監督処分事件等は、長島（銀）裁判官に配填する。

2 魚津支部

全部を長島（銀）裁判官が取り扱う。

3 高岡支部

別表第2のとおりとする。

第3 裁判事務の代理順序

1 本 庁

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、第1の1に掲げる順序により代理する。
- (2) 合議体の裁判官に差し支えがあるときは、所長の指名した裁判官が代理する。
- (3) 家事係又は少年係の裁判官に差し支えがあるときは、各係の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

2 魚津支部

長島（銀）裁判官に差し支えがあるときは、古庄裁判官、日下部裁判官の順に代理する。

3 高岡支部

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、吉田（豊）裁判官、矢島裁判官の順に代理する。
- (2) 裁判官に差し支えがあるときは、他の裁判官の協議により定めた裁判官が代理する。

4 出張事件処理要領に基づき朝日町及び氷見市に出張して処理する家事調停事件の担当裁判官及び代理順序は、別表第3のとおり定める。

5 各庁とも、大規模地震等の災害が発生した場合などにより、以上によることができないとき又は相当でないときは、所長の指名した裁判官が代理する。

第4 開廷日割

別表第4のとおり定める。

第5 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、長島（寧）裁判官、梅澤裁判官、矢口裁判官の順に代理する。
- 2 魚津支部長に差し支えがあるときは、古庄裁判官が代理する。
- 3 高岡支部長に差し支えがあるときは、吉田（豊）裁判官、矢島裁判官の順に代理する。
- 4 以上によることができないときは、所長の指名した裁判官が代理する。

(別表第1)

本庁の裁判官に対する事務分配

1 合議事件(家事、訴訟関係)

事務の種類		裁判官	吉田 (彩)	長島 (寧)	古庄	吉田 (彩)	梅澤	矢口	古庄	日下部	
家事	ア 裁定合議事件	全									
	イ 本庁及び支部の除斥、忌避、回避申立事件			全 (担当裁判官を除く。)							
訴訟	ア 裁定合議事件 (人事訴訟事件、人事訴訟事件に付隨する通常訴訟事件、請求異議申立事件、保全異議・保全取消申立事件)	全									
	イ 本庁の除斥、忌避、回避申立事件			全 (担当裁判官を除く。)							
	ウ 支部の除斥、忌避、回避申立事件			全 (担当裁判官を除く。)							

2 合議事件(少年関係)

事務の種類		裁判官	吉田 (彩)	長島 (寧)	本多	染井	吉田 (彩)	梅澤	矢口	古庄	日下部
少年	ア 裁定合議事件	全									
	イ 本庁及び高岡支部の少年法17条の2による異議事件(ウの事件を除く。)	全(注)									
	ウ 本庁における合議事件 ウの少年法17条の2による異議事件			全 (担当裁判官を除く。)							
	エ 本庁及び支部の除斥、忌避、回避申立事件	全 (担当裁判官を除く。)									

(注) 長島(寧)裁判官に差し支えがある場合には梅澤裁判官、矢口裁判官の順に、本多裁判官に差し支えがある場合には古庄裁判官が、染井裁判官に差し支えがある場合には日下部裁判官が、それぞれ処理する。

3 単独事件

事務の種類	裁判官	吉田 (彩)	長島 (寧)	梅澤	矢口	古庄	日下部	染井
家事	審判 (甲類事件、法別表第一事件)		全					
	遺産分割審判 (乙類事件、法別表第二事件)	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$			$\frac{1}{4}$		
	遺産分割審判以外の審判 (乙類事件、法別表第二事件)	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$			$\frac{1}{4}$		
	遺産分割調停	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$			$\frac{1}{4}$		
	遺産分割調停以外の調停	$\frac{1}{4}$	$\frac{2}{4}$			$\frac{1}{4}$		
	審判、調停に付随する申立て			基本事件を担当する裁判官（注）				
	児童虐待防止法 に規定する臨検 捜索許可状	執務時間内 執務時間外及び 裁判所の休日		全				
	その他（履行確保、共助、執行 関係を含む。）		全					
訴訟	ア 人事訴訟事件 イ アに付随する通常訴訟事件 ウ ア及びイの再審事件 エ 請求異議事件		全					
	オ 保全命令申立事件		全					
	カ 保全異議申立事件 キ 保全取消申立事件	全						
	ク 人事訴訟の雑事件（証拠保全 等） ケ 人事訴訟の共助事件（受命裁 判官による証拠調べ等）		全					
	一般保護（身柄事件）		$\frac{1}{2}$					$\frac{1}{2}$
少年	一般保護（在宅事件（簡易送致 事件を除く））		$\frac{3}{5}$					$\frac{2}{5}$
	交通関係保護	（身柄事件）	$\frac{1}{2}$					$\frac{1}{2}$
		（在宅事件）	全					
	準少年保護			基本事件を担当した裁判官				
	少年審判等共助、少年審判雑		全					
	少年補償事件			基本事件を担当した裁判官				
	簡易送致事件		全					
	令状、観護措置			裁判官の協議により定める				

（注）吉田（彩）裁判官の担当する基本事件に保全事件の申立てがあったときは、
基本事件を長島（寧）裁判官又は古庄裁判官に配てん替えし、新受事件で調整する。

(別表第2)

高岡支部の裁判官に対する事務分配

1 合議事件

事務の種類	裁判官	平野	吉田（豊）	矢島
合議事件		全		

2 単独事件

事務の種類	裁判官	平野	吉田（豊）	矢島
家事	審判（法別表第一事件のうち後見監督事件）	$\frac{1}{3}$		$\frac{2}{3}$
	審判（法別表第一事件のうち上記事件を除く。）			全
	審判（法別表第二事件）（注）	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$
	調停	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{2}$
	訴訟、再審			全
	訴訟、審判、調停に付随する申立	基本事件を担当する裁判官		
	保全事件	全		
	児童虐待防止法に規定する臨検検索許可状	$\frac{2}{10}$ 執務時間内	$\frac{2}{10}$	$\frac{6}{10}$
		執務時間外及び裁判所の休日	裁判官の協議により定める	
	その他			全
少年	一般保護（身柄付送致）			全
	一般保護（在宅）			全
	交通関係保護（身柄付送致）			全
	交通関係保護（在宅）			全
	準少年保護	基本事件を担当した裁判官		
	少年審判等共助、少年審判雑	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	
	少年補償事件	基本事件を担当した裁判官		
	令状、観護措置	裁判官の協議により定める		

(注) 調停から審判に移行したものも含む。

(別表第3)

朝日町及び氷見市に出張して処理する家事調停事件の担当裁判官及び代理順序

出張先	担当裁判官	代理裁判官
朝日町	長島(銀)	古庄
氷見市	矢島	吉田(豊)、平野 の順序

(別表第4)

開廷日割

府別	種類	曜日	月	火	水	木	金
		日	月	火	水	木	金
本 庁	訴 訟				長島 (寧) 3号法廷 7号法廷	合議	
魚 津 支 部	訴 訟	長島 (銀) 第1、3月曜日			長島 (銀)		
高 岡 支 部	訴 訟	矢島			合議	矢島 第2、4、5木曜日	矢島